

公立大学法人福知山公立大学ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）において、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、妊娠、出産、育児若しくは介護又はこれらに関する休業等に関するハラスメントその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定め、公正で安全かつ快適な環境の下に、学修、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学修、教育、研究又は就業の環境を悪化させることをいう。
- (2) アカデミック・ハラスメント 教育、研究等の場における優位的な地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学修、研究意欲を低下させ、又は学修、研究等の環境を悪化させることをいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職場における優位的な地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は就業環境を悪化させることをいう。
- (4) ジェンダー・ハラスメント 性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学修、教育、研究及び就業の環境を悪化させることをいう。
- (5) 妊娠、出産、育児若しくは介護又はこれらに関する休業等に関するハラスメント 妊娠、出産、育児若しくは介護又はこれらに関する休業等に関する制度等の利用に関する言動又はそれに準ずる言動により、学修、教育、研究及び就業の環境を著しく阻害すること（業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、学修、教育、研究等及び就労の必要性に基づく言動によるものは除く。）をいう。
- (6) その他のハラスメント 前各号のハラスメントには該当しないが、社会通念に照らして不適切な言動を繰り返し、相手方に不快感その他の不利益を与え、学修、教育、

研究及び就業の環境を悪化させることをいう。

(7) 教職員等 役員、教員、職員その他法人において就労する者をいう。

(8) 学生等 学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生その他福知山公立大学において修学する者をいう。

(9) 部局長 学部長、基盤教育院長、研究科長、事務局長及び附属機関の長をいう。

(所掌する委員会)

第3条 公立大学法人福知山公立大学人権・倫理委員会（以下「人権・倫理委員会」という。）は、ハラスメントの防止のための啓発、研修の実施その他ハラスメント防止対策を立案し、推進する。

2 人権・倫理委員会は、ハラスメントに関する相談、苦情があった場合にその対応を行う。

(理事長等の責務)

第4条 理事長は、法人のハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 人権・倫理委員会委員長は、理事長を補佐し、法人のハラスメントの防止に努めるとともに、この規程の周知徹底を図り、これに関連する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対処するものとする。

3 教職員等を管理し、又は監督する地位にある者及び学生等を指導する地位にある者は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。

(1) 日常の執務又は教育研究を通じた指導等により、ハラスメントに関する注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 教職員等及び学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(教職員等及び学生等の責務)

第5条 教職員等及び学生等は、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(相談員)

第6条 ハラスメントに関する相談窓口としてハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 教職員等及び学生等は、相談員に相談することができる。

- 3 相談員は、人権・倫理委員会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 4 相談員は、相談に当たって、相談内容について記録を残しておかなければならない。
- 5 相談員は、担当事案に関して事実調査を行ってはならない。
- 6 相談員は、相談を受けたときは、速やかに人権・倫理委員会に報告しなければならない。
- 7 相談員は、被害者の救済、相手との調整等に加わる必要があると人権・倫理委員会が判断した場合は、その任務に当たらなければならない。

(相談員の任期)

第7条 相談員の任期は、2年とする。ただし、次条に定める補充の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 相談員は、再任することができる。
- 3 相談員は、任期満了の後でも、後任の相談員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(相談員の補充)

第8条 相談員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充するものとする。

(調査委員会)

第9条 人権・倫理委員会委員長は第6条第6項の報告を受けたときは、人権・倫理委員会を招集し、会議を開くものとする。

- 2 人権・倫理委員会は、被害者の救済や相手との調整等の必要が生じた場合に、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。
- 3 人権・倫理委員会は、調査委員会を設置しない場合であっても、相談内容を勘案して被害者の救済や相手との調整を行うことができる。
- 4 調査委員会は、3名以上の調査委員をもって組織する。

(調査委員の選任)

第10条 調査委員は、人権・倫理委員会が推薦し、理事長が委嘱する。

- 2 調査委員は、当該調査事案を受けた相談員、申出人及び被申出人（以下「当事者」という。）に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に十分配慮しなければならない。
- 3 調査委員のうち1名は、法人外の専門家に調査委員を委嘱するものとする。
- 4 調査委員の氏名は、公開しない。

(調査委員会の任務)

第11条 調査委員会がハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

- 2 調査委員会は、調査開始後2か月以内に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(処理)

第12条 調査委員会は、設置されたときは、当該事案について調査及び審議を行い、ハラスメントの有無を認定し、人権・倫理委員会へ認定結果の報告を行うものとする。

- 2 調査委員会は、救済措置又は環境改善措置が必要と判断したときは、その措置案について検討し、人権・倫理委員会委員長に報告する。
- 3 第1項のハラスメントの有無の認定の報告を受けた場合、人権・倫理委員会は、速やかに当事者及び理事長に認定結果の通知を行うものとする。
- 4 第2項の報告があった場合、人権・倫理委員会委員長は理事長に措置案を報告する。
- 5 理事長は措置の実施が必要と認めるときは、速やかに関係する当事者の所属する部局長に適切な措置を講じさせるものとする。

(不服申立て)

第13条 当事者は前条第3項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、人権・倫理委員会に不服申立書（別添様式）にて不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返して行うことはできない。

- 2 不服申立ては、前条による通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。
- 3 不服申立てがあった場合において、人権・倫理委員会が必要と認めるときは、1か月以内の完了を目途とし、利害関係のない第三者に再度の調査を求めることができる。
- 4 前項による再審査の結果に対する不服申立てはできない。

(調査終了後の対応)

第14条 理事長は、人権・倫理委員会に、再発防止に係る改善策を検討させるものとする。

(遵守事項)

第15条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

- 2 被申出人又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。人権・倫

理委員会は、そのような行為又は取扱いが行われないよう配慮するものとする。

3 この規程にかかわる人権・倫理委員、相談員及びその他手続において関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。

(2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。

(3) 当事者及び関係者がハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(求職者等に対するハラスメント)

第16条 その他のハラスメントのうち、法人の採用活動その他これに準ずる活動における求職者等に対するハラスメントの防止及び対応に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(法人の業務に関係を有する者によるハラスメント)

第17条 法人の業務に関係を有する者によるハラスメントの対応に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務の所掌)

第18条 この規程に関する事務は、事務局総務・財務課が行う。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、人権・倫理委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 13 日）

この規程は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 10 月 1 日）

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別添様式（第 13 条関係）

不服申立書

○年○月○日

福知山公立大学

人権・倫理委員会 様

不服申立人

所属

氏名

㊟

○年○月○日付け 福公大発第○○○号の文書により通知のあった内容に対し、公立大学法人福知山公立大学ハラスメントの防止等に関する規程第 13 条の規定に基づき、次のとおり不服申立てをします。

1 不服申立てに係る通知を受け取った年月日

○年○月○日

2 不服申立ての理由

3 添付書類（主張を裏付ける資料等があれば添付する）

(1) ○○○○ 1 通

(2) ○○○○ 1 通